

市立病院 清掃洗濯業務委託仕様書（ゼロ債務）

1 業務名

秩父市立病院 清掃洗濯業務委託（ゼロ債務）

2 業務履行期間

- (1) 令和7年4月1日～令和8年3月31日まで
- (2) 契約日から令和7年3月31日までは、業務履行の準備期間とする。
- (3) 受注者は、履行期間の満了等により、次期受注者へ業務を引継ぐ際は、次期受注者が円滑かつ支障なく受託業務を遂行できるよう引継に協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

3 受注者の責務

(1) 法令遵守

受注者は本業務の遂行にあたり、各種法令、秩父市立病院の定める条例及び院内規則等を遵守し、施設の安全と良好な環境の保全に務めるとともに、労働関係法令に基づき、業務従事者の労働福祉、安全及び健康管理に十分配慮しなければならない。

(2) 守秘義務

受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の満了後においても同様とする。

(3) 災害・事故の防止

受注者は、現場における災害・事故の発生を未然に防止するため、十分な監視を行わなければならない。

4 業務実施体制

本業務が円滑かつ適切に履行されるよう、適切な人員を配置すること。また、発注者が業務の履行検査に基づき、業務の改善を要求した場合は、受注者は、人員配置を含め業務の見直しを行うこと。また、本業務は病院のイメージを左右するものであることを念頭におき、業務従事者の退職・欠勤等に即座に対処できる態勢を整えておくとともに、労務管理を十分に行うこと。

(1) 業務時間及び人員体制

毎日、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、日曜、祝祭日、第1・3・5土曜日、12月31日～1月3日は午前8時30分から午後0時30分までとする

(2) 服装及び身分の明確化

業務従事者の服装は、本業務を行うのに適し、かつ統一されたものとし、所属する社名を表示した名札を着用すること。

業務従事者が着用する服装は、常に清潔に保ち、汚染した場合は速やかに交換すること。

5 提出書類

(1) 業務従事者簿の提出

受注者は、業務従事者の住所、氏名、生年月日、性別、法的資格（写しを添付）を記載した名簿を提出し、発注者の承認を得ること。

(2) 業務実施後は別に定める業務報告書を提出し、発注者の確認をうける。

6 勤務心得

(1) 勤務中は常に親切丁寧な接遇を心がけ、言動や態度に注意し、来院者や職員とのトラブルが生じないように配慮すること。

(2) 故意に職務上の責任を回避してはならない。

(3) 勤務中は服務規律を厳正に遵守すること。

(4) 勤務中の雑談や私事の携帯電話使用は現に慎むこと。

(5) 火気の使用に注意し、火災の予防上支障のある行為は一切避けること。

(6) 個人情報保護に留意し、職務上知り得た秘密を漏らさないこと。

(7) 敷地内において遺失物を拾得し、また他人から拾得物の届出があったときは、速やかに報告するとともに発注者にこれを引き渡す。

(8) 本仕様書に記載されていない事項等で、処理判断に迷う事案については、必ず発注者の指示を受けて処理すること。

7 その他

(1) 要望及び苦情等への対応

受注者は、来院者等から本業務に関する要望又は苦情を受けた場合、発注者へ報告し、発注者の指示により迅速かつ適正に処理すること。

(2) 病院内会議への出席

受注者は、発注者が指示する会議等への出席依頼があった場合は協力すること。

(3) 防災訓練の協力

受注者は、病院で実施される防災訓練に対して、計画段階から支援し、実施にあたって協力すること。

(4) 業務連携

受注者は円滑な病院運営のため、他業務受注者と連携、協力を務めること。

(5) 継続雇用への配慮

この入札により受注者の交代があった場合においても、新たな受注者は可能な範囲で現在の業務従事者等の雇用に配慮すること。

(6) 本仕様書に記載されていない事項については、発注者、受注者双方協議の上、決定するものとする。

清掃業務委託仕様書

1 業務の目的

受注者は秩父市立病院の美観及び衛生的な状態を常時維持し、院内感染及び事故防止等を図ることにより、利用者及び当院職員等の快適性・安全性を良好な状態に保つことを目的とする。

2 対象施設及び施設概要

(1) 秩父市立病院

施設名 秩父市立病院

所在地 埼玉県秩父市桜木町8番9号

敷地面積 10,029.61㎡

診療科 内科、外科、整形外科、泌尿器科、脳神経外科、小児科、
麻酔科、循環器内科、消化器内科

病床数 一般 165床

建 物

ア	本館	RC造	地上4階、PH1階	床面積	5,684.37㎡
イ	南館	RC造	地上4階、PH2階	床面積	4,436.76㎡
ウ	南館増築棟	RC造	地上2階	床面積	358.63㎡
エ	医療ガス室	RC造	地上1階	床面積	30.00㎡
オ	車庫	プレハブ	地上1階	床面積	18.00㎡
カ	除外施設	RC造	地上1階	床面積	26.91㎡
キ	廃棄物保管庫	RC造	地上1階	床面積	12.00㎡

駐車場

ア 第二駐車場 面積 1,334.00㎡ (秩父市中村町1丁目3080番1外)

(2) 研修医寄宿舍

施設名 秩父市立病院 研修医寄宿舍

所在地 埼玉県秩父市近戸町9番9号

建 物

ア 研修医寄宿舍 W造 地上2階 床面積 2階部分 287.66㎡

※ 研修医寄宿舍として使用している部分は2階のみ(1階は別用途で使用)

3 業務の種類

- (1) 日常清掃
- (2) 定期清掃（床面洗浄、窓ガラス清掃）
- (3) 研修医寄宿舍清掃
- (4) 各廃棄物の回収

4 業務の実施時間

(1) 日常清掃

毎日、原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。但し、日曜、祝祭日、第 1・3・5 土曜日、12 月 31 日～1 月 3 日は午前 8 時 30 分から午後 0 時 30 分までとする。

(2) 定期清掃

①床ワックス清掃

期間内に 5 回（2 か月に 1 回）実施する。

清掃時間は原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

②床剥離洗浄ワックス清掃

期間内に 1 回実施する。

③窓ガラス清掃

3 か月に 1 回（6・9・12・3 月）実施する。

清掃時間は原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

(3) 研修医寄宿舍清掃

発注者の指示により、1 か月に 1 回程度午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分の間に 1 時間程度実施する。

5 業務の範囲

(1) 日常清掃（床面積 10,479.76 m²）

①市立病院 本館

1F 各科外来診察室、採血室、待合ホール、事務局、薬剤科、相談室、相談室（栄養科）、休憩室、廊下、階段、倉庫、トイレ、エレベーター、玄関、風除室
～救急エリア～
診察室、内視鏡室、待合室、救急処置室、夜間事務室（警備仮眠室）、廊下、トイレ、玄関、風除室

- 2F 院長室、副院長室、医療安全管理室、看護部長室、Dr 当直室 1・2、Ns 当直室、当直室、エコー室、医局、各科外来診察室、リハビリ室、待合ホール、薬品庫、大会議室、小会議室、職員休憩室、臨床研修室、診療情報管理室、電話交換室、Ns 更衣室、廊下、階段、トイレ
- 3F 人工透析室病室（更衣室、休憩室含む）、病室、ナースステーション
Ns 控室、デイルーム、洗濯室、汚物室、器材室、リネン室、廊下
階段、浴室、トイレ、ベランダ
- 4F 病室、ナースステーション、Ns 控室、デイルーム、洗濯室、汚物室
器材室、リネン室、廊下、階段、浴室、トイレ、ベランダ
- PH 階段、ホール、屋上

②市立病院 南館（増築棟を含む）

- 1F 放射線科読影室、撮影室 1、撮影室 2、撮影室 3（X-TV 室）、撮影室 4（泌尿器科透視室）、撮影室 5（CT 室）、撮影室 6（乳房撮影室）、各操作室、MR I 操作室(待合室を含む)、臨床検査室、臨床検査科事務室、
心電図室、細菌、乾熱、中央監視室、栄養科事務室（トイレ含む）、浴室、
廊下、階段、倉庫、トイレ、霊安室、エレベーター、玄関、風除室
- 2F 手術室（記録室、作業室、更衣室、準備ホール含む）、中央材料室、
家族控室、脳波室、中材倉庫、図書室、実習室 1、実習室 2、物品倉庫
地域医療連携室、更衣室、休憩室、Dr 室、ST 室、新会議室
廊下、階段、トイレ
- 3F 病室、ナースステーション、Ns 控室、デイルーム、洗濯室、汚物室、
器材室、廊下、階段、浴室、トイレ、ベランダ
- 4F 病室、ナースステーション、Ns 控室、相談室、デイルーム、洗濯室
汚物室、器材室、廊下、階段、浴室、トイレ、ベランダ
- PH 階段、ホール、屋上

(2) 定期清掃

①ワックス清掃

日常清掃の範囲に準じる。ただし、カーペット敷の部屋については含まないものとする。

②窓ガラス清掃

建物の全窓ガラス両面（清掃面積 1,700 m²）とする。

(3) 研修医寄宿舍清掃 (床面積 287.66 m²)

2F 北側区画

集会室、居室 (4室)、浴室、脱衣室、洗面、トイレ、廊下、バルコニー

2F 南側区画

集会室、居室 (4室)、浴室、脱衣室、洗面、トイレ、廊下、バルコニー

6 業務の方法

(1) 日常清掃

- ① 玄関風除室のガラス乾拭き及びマット水拭き洗浄、玄関、出入口、バルコニー等の清掃及び必要に応じて散水清掃
- ② 床面掃き・拭き、木部布拭き、金属部分の磨き上げ (エレベーター含む)、鏡磨き上げ、必要に応じて艶出し。
ただし、手術室、中央材料室、MR I 室は専用の器具を使用し、他所と共用しないこと。
- ③ 待合ホール等のソファ・ベンチ、ドア・窓際、サッシ、腰壁・巾木等の拭き上げ。
- ④ 床面の汚染部は適正な洗剤を使用し、速やかに除去する。
- ⑤ 各種廃棄物 (可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、感染性廃棄物) の収集、所定の保管場所への運搬。
※感染性廃棄物の取扱いには十分注意し、業務担当者は関係法令、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部) を熟知したうえで本業務を遂行すること。
- ⑥ 水回り (手洗流し、トイレ、浴室、シャワー室) については、衛生陶器 (便器、手洗い器等)、ジェットタオルの洗浄拭き上げ、トイレットペーパー、ハンドソープ、便座除菌クリーナー、消臭剤の補充及び交換。
※トイレットペーパー、ハンドソープ、消臭剤は甲 (発注者) が用意する。
- ⑦ 床は床材応じダストモップ、真空掃除機、カーペットスーパー等を使用し、ほこりやごみ等を除去する。
- ⑧ 構内の掃き清掃、ゴミ拾い、落ち葉処理
- ⑨ 構内の除草及び植栽への散水。
※除草については日常より状況を確認し、雑草が繁茂しないよう務めること。
- ⑩ その他、清掃業務に属する行為の実施。
- ⑪ 当直室及び宿直室のシーツ交換
- ⑫ トイレや汚物室等、汚れ易い箇所は定期的に巡回し、常に清潔に保つ。

(2) 定期清掃 洗浄ワックス清掃

- ① 全床面を洗剤を使用して洗浄した後、ワックス塗布磨き仕上げを行う。

ただし、手術室、中央材料室、MR I 室は専用の器具を使用し、他所と共用しないこと。

- ②腰壁、巾木、ドア等を洗淨後乾拭き仕上げを行う。
- ③金属建具部分は必要に応じ専用の洗剤等を使用し磨き上げを行う。

(3) 定期清掃 剥離洗淨ワックス清掃

- ①全床面を剥離洗淨後、ワックス塗布磨き仕上げを行う。
- ②腰壁、巾木、ドア等を洗淨後乾拭き仕上げを行う。
- ③金属建具部分は必要に応じ専用の洗剤等を使用し磨き上げを行う。

(4) 定期清掃 窓ガラス清掃

- ①ガラス面の汚れをガラス専用洗剤で除去する
- ②ガラススクイジー等にて汚水を除去する。
- ③マイクロクロス等でガラス枠に残った水分を除去する。

(5) 研修医寄宿舍清掃

- ①市立病院日常清掃に準じる。

(6) 各廃棄物の回収

- ①病院の指定区分に従って集積されたごみを、構内の各廃棄物保管庫まで運搬する。
 - ア) 事業系一般廃棄物 可燃物 (ペットボトルを含む)
 - イ) 事業系一般廃棄物 不燃物 (缶、ビン 等)
 - ウ) 資源ごみ 紙類 (ダンボール、新聞紙、書籍 等)
 - エ) 感染性廃棄物
- ②回収回数は原則一日あたり1回とするが、各所の排出量に応じて随時搬送すること。
- ③感染性廃棄物の取扱には十分注意し、業務担当者は関係法令、秩父市立病院感染性医療廃棄物管理規定、秩父市立病院感染性医療廃棄物処理計画書を熟知したうえで、本業務に従事するものとする。

7 費用負担

本業務の経費の負担区分については、別紙「秩父市立病院清掃洗濯業務委託にかかる経費の負担区分」による。

8 業務上の注意事項

- (1) 作業の実施に当たっては、火災その他の事故発生に注意するとともに建物、備品等を破損した時は直ちに職員に連絡し、その指示に従うこと。
- (2) 作業は病院業務に支障のないように実施する。
- (3) 作業は静粛に実施し移動した椅子、その他備品類は必ず元の位置に戻すこと。

- (4) 感染拡大防止等の理由により、立入が制限されている場所については、発注者の指示に従い対応すること。
- (5) 保安上の理由により通常立入ることができない場所については、発注者の指示に従い対応すること。
- (6) 受注者は、詰所等の戸締まり、火災防止については責任を持って行う。受注者の不注意によって生じた損害については一切の責任を負う。

洗濯業務委託仕様書

1 業務の目的

受注者は秩父市立病院が保有する寝具、衣類等の回収、洗濯、乾燥、管理業務を行うことにより、利用者及び当院職員等の清潔で快適な環境を保つことを目的とする。

2 対象施設及び施設概要

(1) 秩父市立病院

施設名	秩父市立病院
所在地	埼玉県秩父市桜木町8番9号
敷地面積	10,029.61㎡
診療科	内科、外科、整形外科、泌尿器科、脳神経外科、小児科、 麻酔科、循環器内科、消化器内科
病床数	一般 165床

3 業務の範囲

洗濯物の範囲は病院の管理業務用品とし、概ね次のとおりとする。

区分	洗濯物品
各科診察室 病棟	毛布、包布、敷布、枕カバー、予防衣、タオル マットカバー、おしぼり、ガーゼ、カーテン等
中材・手術室	四角布、手術衣、帽子、マスク、ガーゼ等
管理部門	敷布、衿布、枕カバー等

4 洗濯業務の実施時間

毎日（日曜、祝祭日を除く）。原則として午前8時30分から午後5時15分とする。

但し、第1,3,5土曜日は午前8時30分から午後0時30分とする。

5 従事者は1名とする。

6 洗濯実施方法

(1) 洗濯は品目毎、品質毎に分別し消毒、洗濯、脱水、乾燥及びプレス加工を行うこと。

なお、上表の区分により別々に行うものとする。

(2) 洗濯を終了した物品は区分毎、品目毎に分類整理の上指定の箇所に配送を行うこと。

(3) 洗濯中に破損した物品は直ちに補修を行うこと。

(4) 洗濯物品の集配は次表のとおりとする。

区 分	回 収 時 間	配 送 時 間	備 考
各科診察室	午前 9:00～午前 9:30	午後 3:00～午後 3:30	
病棟 中材・手術室	午前 9:30～午前 10:00	午後 3:30～午後 4:00	
管理部門	午前 10:00～午前 10:30	午後 4:00～午後 4:30	

(5) 収集した洗濯物は必ず当日中に洗濯し、翌日配送することを原則とする。

但し、洗濯の状況により変更する場合は発注者と協議し実施するものとする。

(6) 発注者の設置した機器備品等は適正に使用し、清掃等を行い維持管理を行うこと。

(7) 電力、ガス、水道及び消耗品等の使用にあたっては常に節約に努めなければならない。

7 費用負担

本業務の経費の負担区分については、別紙「秩父市立病院清掃洗濯業務委託にかかる経費の負担区分」による。

8 業務上の注意事項

(1) 作業の実施に当たっては、火災その他の事故発生に注意するとともに建物、備品等を破損した時は直ちに職員に連絡し、その指示に従うこと。

(2) 作業は病院業務に支障のないように実施する。

(3) 受注者は、洗濯室、リネン室、詰所等の戸締まり、火災防止については責任を持って行う。受注者の不注意によって生じた損害については一切の責任を負う。

【別紙】 秩父市立病院清掃洗濯業務委託にかかる経費の負担区分

項 目	発注者（甲）	受注者（乙）
労務費（福利厚生費、教育研修費、保健衛生費、交通費含む）	－	○
受注者の従事者へ健康診断・予防接種に係る費用	－	○
清掃用具保管庫、詰所の貸与	○	－
業務遂行に必要な光熱水費	○	－
被服費（制服、名札等）	－	○
業務に必要な通信機器（院内 PHS 端末の貸与）	○	－
当院内の什器、備品（ロッカー等）	○	－
作業員の通勤に関わる駐車場の確保（制限あり）	○	－
業務担当者の研修にかかる費用	－	○
清掃業務に関わる用具、消耗品（洗剤、ワックス）	－	○
トイレトペーパー等の消耗品（ペーパータオル、ごみ袋、ハンドソープ、便座除菌クリーナー、消臭剤）	○	－
洗濯業務に直接必要な器具、備品及び消耗品（洗剤等）	○	－
研修医寄宿舎への交通手段	○	－
施設・設備・備品の修繕経費（受注者の過失によるもの）	－	○
施設・設備・備品の修繕経費（上記以外によるもの）	○	－